

市川三郷町人口減少対策プロモーション事業 仕様書

1 業務名

市川三郷町人口減少対策プロモーション事業

2 業務の目的

人口減少対策として、町内外の人に町の特徴や子育て、就業、住居に関する支援施策についてプロモーションを実施し、移住定住者の増加による地域活性化を目指す。

3 事業期間

本契約の履行期間は、契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。

なお、ポータルサイトの公開日予定日は令和8年4月1日（予定）とする。

ただし、運用・保守については、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

4 委託料

5,000,000円（税別）を上限とする。

5 事業概要

①ポータルサイトの作成・運用・保守

町の移住定住施策に係る情報を一元化したポータルサイトの作成

②チラシの作成

町の子育て支援等を端的に紹介し、ポータルサイトへの誘導を図るチラシの作成

6 業務内容

①ポータルサイトの作成・運用・保守については概ね次の業務を行うものとする。

(1)基本方針の策定

ポータルサイトの制作・運用・保守にあつては以下の方針に基づき行うこと。

ア コンセプト

市川三郷町が持つ地域資源を踏まえ、移住定住促進に効果的であると考えられるコンセプトを設定すること。

イ ターゲット

上記で設定したコンセプトに基づき、町内外の両方をターゲットとし、特に子育て世代である20・30歳代をターゲットとして設定すること。また、移住に既に関心がある層のみならず、潜在的な移住関心層もターゲットとして設定すること。

ウ マーケティング

設定するコンセプト及びターゲットが適切か市場調査等を行うこと。

エ 本業務のスケジュールを示すこと。

(2)移住ポータルサイトの構築及び運用・保守

既移住者の体験談や、地域の魅力的な取組及び移住支援事業等を紹介することで、市川三郷町への移住を希望する方が、移住後の生活をイメージでき、かつ、町外の方が市川三郷町を知り、移住先として選択してもらうことを目的とした情報ポータルサイトを構築する。なお、町内に対しても町の施策を効率的かつ効果的に発信できること。

ア ユーザビリティへの対応

- a. 移住検討者が必要な情報に容易にたどり着き、より多くの情報を見ることができるホームページであること。
- b. 閲覧者の見やすさ、使いやすさを考慮したデザインやレイアウトにするとともに、各ページのデザインについては、統一性を持たせ、閲覧者のユーザーエクスペリエンスの質を高めるよう工夫すること。特にスマートフォンでの閲覧を想定したサイズデザインにすること。
- c. 年齢や身体的条件により閲覧が制限されないよう、アクセシビリティに配慮すること。

イ マルチデバイスへの対応

様々なデバイス（パソコン、スマートフォン、タブレット等）に対応し、表示内容が適切な状態に自動的に変化するページを作成すること。

ウ 容易な情報発信

CMSを導入し、専門的知識がない職員でも容易に更新可能な仕組みとすること。

エ トップページ

市川三郷町の魅力や特色、市川三郷町への移住のメリットを効果的に発信できるデザインとすること。

オ ページ構想

以下（表）を基本に構築するとともに、その他構成上必要なページを構築すること。

大分類	小分類
トップページ	新着情報
市川三郷町の概要	場所（アクセス） 名物 スポット 統計データ
暮らしの情報（住む場所・働く場所）	空き家・空き地 地域おこし協力隊 求人
支援制度	移住支援（補助金関係） 出産・子育て・教育支援 生活支援 就業支援
移住サポート	移住者インタビュー 移住施策の紹介（イベント情報等） 地域で暮らす人の紹介
問い合わせ	—

カ URL

URL、ドメインについては、契約後に町と協議の上、決定する。

キ SSL証明書の適用

SSL証明書をポータルサイトの全ページに適用すること。

ク その他

- a. 一般的に使われているプログラム言語を使用すること。
- b. SEO対策に配慮したデザインシステムとすること。

- c. その他必要に応じ、最新の技術を用いた有用な提案やホームページ機能の活用提案を行うこと。

(3) ページの作成

ア 掲載内容

- a. 市川三郷町の移住者の暮らしについて特集したページを作成すること。特集する人やジャンルについては、町と協議の上決定すること。なお、作成にあたり必要なイラストの作成、画像の手配、文書の作成、取材等は受託者が行うこと。
- b. ページの作成にあたっては、事前に町の承認を得ること。
- c. ポータルサイトへのアクセス数をトップページ、下層ページ等、個々のページ毎に集計でき、情報発信の効果測定を可能とすること。

(4) ウェブサイトの運営・保守業務

ア セキュリティ対策

- a. システムへの不正侵入や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限とするため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- b. サーバーの設定において、ソフトウェアは原則最新バージョン及び修正プログラム等を適用することとし、納品時点において最新の状態にしておくこと。
- c. 市川三郷町情報セキュリティーポリシーを遵守すること。
- d. ウェブサイトの公開前に外部からの攻撃に対して十分な安全性を持っていることを脆弱性診断を実施して確認すること。また、脆弱性診断の実施結果においてリスクレベル中以上が検出された場合には対応を行うこと。
- e. SSL暗号化を導入し、セキュリティを強化するとともに、SSL電子認証の有効期限短縮を踏まえ、自動更新の設定を考慮すること。

イ 障害への対応

システムに障害が発生した際には、直ちに町へ連絡すること。また、障害の原因究明及び障害対応を行い、障害発生の状況、対応作業内容及び再発防止策についてのレポートを作成し町に報告すること。

ウ バックアップの作成

システムに障害が発生した場合に備え、必要なバックアップを定期的実施すること。また、バックアップから復元まで速やかに行える体制を整えること。

エ 運用・保守の期間

令和8年度から令和10年度までの3年間の運用・保守を実施し、その後の運用・保守については再協議すること。また、再協議の結果、他の業者が運用・保守を実施する場合はポータルサイトの継続利用が可能な状態で運用・保守業務を継承すること。

オ 運用・保守の概要

次のことを踏まえ、サイトの運用・保守実施計画及び運用・保守実施手順書を作成し、本町の承認を得ること。また、それらに基づき、運用・保守を行うこと。

- a. CMSに関する問合せサポート対応は原則土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間、電話またはメール等で対応すること。
- b. CMS上での更新が困難な箇所における、データ更新については適宜対応すること。
- c. 障害発生時は障害連絡受け付け後、速やかに復旧作業に着手するとともに、再発防止策を行うこと。
- d. 最低でも年1回程度、アクセス、ログインデータを報告すること。

- e. ページの表示エラーや不具合、技術的な事項に関する問合せに対応すること。
- f. パッチ等の適用及び問合せに対応すること。ただしOSや主たる機能のバージョンアップについては本業務とは別に協議すること。
- g. SSLサーバー証明書の更新を継続すること。
- h. その他、正常稼動のための必要な作業を行うこと。

カ 研修の実施

下記のとおり、本町の職員が業務を行う上で必要な研修を実施すること。
ただし、本町側から要請が無い場合は実施不要。

年度	対面形式・実施回数	Web形式・実施回数 ※対面形式も可能とする
令和7年度	1回	1回
令和8年度	—	1回
令和9年度	—	1回
令和10年度	—	1回

(5) CMS等について

ア 構築・動作環境

ISMAP 認証を受けたクラウド環境上に構築すること。

イ 導入パッケージ

ウェブサイトの構築及び更新管理が可能なCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入すること。

ウ 利用環境

庁内ネットワークに接続された端末から Microsoft Edge 又は Google Chrome を使用し、ID及びパスワードでログインするものであること。追加のプログラムのインストールや庁内端末に追加設定の必要がないものであること。

エ バージョンアップへの対応

脆弱性が明らかになった場合の適切な対応と、それに伴う修正プログラムまたはアップデートファイルを適用すること。

(6) システムの要件

ア サーバーの要件

- a. 公開サーバーは24時間365日の運用とする。
- b. サーバーのシステムメンテナンスなどで停止する場合は町に事前に連絡すること。
- c. サーバーのスペックについては、システムのバージョンアップや機能の追加、アクセス数、将来のコンテンツ容量の増加等を勘案し構築すること。また、運用期間中にコンテンツの数やアクセス数が増加しても別途料金が発生しないこと。

イ ネットワークの要件

CMSへのアクセスは、特定のグローバルIPアドレスのみを許可するなど、第三者からのホームページの改ざん等を防止し、安全性に考慮して運用すること。

ウ ウェブアクセシビリティの要件

アクセシビリティに配慮しつつ、過去の事例などを活用し当町に提案すること。

エ 利用端末環境

マルチブラウザに対応すること。

オ マニュアルの作成

操作方法をわかりやすく説明した操作マニュアルを作成すること。

カ その他

町が次期システムに移行する際には、町の求めに応じ、前コンテンツのデータを提供するなど、円滑な移行を支援すること。また、移行後も同じドメインを使用できるようにすること。

②チラシの作成については概ね次の業務を行うものとする。

(1)移住定住パンフレットの作成

ア ポータルサイトとコンセプト・デザインを統一し、連動した内容にすること。

イ 市川三郷町の特色、魅力を伝えるだけでなく、暮らしを具体的に想像できる内容にすること。

ウ ページ数は4ページ（A3見開き両面）を想定しているが、町と協議の上、決定すること。

エ 作成にあたり、町と2回以上の校正を行うこと。

(2)キャッチコピー及びロゴの作成

ア 市川三郷町の魅力をPRできるキャッチコピー及びそのデザインを複数案提案し、町と協議の上、1つ作成すること。

イ ホームページ及びパンフレットのデザインに合わせたロゴを複数案提案し、町と協議の上、1つ作成すること。

ウ アとイを組み合わせることができるデザインにすること。

③独自提案

上記の業務に加え、より効果的な移住定住プロモーションがあれば委託費用内で提案すること。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおり納品する。

①実績報告書（電子データ＋印刷物1部）

ア 事業概要

イ 事業の内容

ウ 実施結果

エ 来年度以降の方針

②サイト設計書（電子データ＋印刷物1部）

③サイト操作マニュアル（電子データ＋印刷物1部）

④脆弱性診断結果（電子データ＋印刷物1部）

⑤クリエイティブ

ア コンテンツ作成に使用した写真の電子データ（jpeg形式）

イ キャッチコピーデザインの電子データ（ai形式及びpng形式）

ウ ロゴデザインの電子データ（ai形式及びpng形式）

エ チラシの電子データ（ai形式及びpdf形式）及び製本版1,000部

⑥ その他、市川三郷町が指示するもの

8 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本町の承諾を得なければならない。

9 共同提案

本業務を遂行するにあたり、複数の企業が協力して共同提案しても構わない。

共同提案する場合は、複数企業の会社名、代表者名、事業内容等を明記するとともに、業務実施体制と分担する業務の内容を明確にした企画書を作成すること。

10 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

11 権利関係

本業務の所有権、著作権及び肖像権は次のとおり取り扱うこと。

- ① 本業務による成果品の所有権、利用権、出版権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て町に帰属するものとし、受注者は町の許可なく他に複製、公表、貸与、使用及び漏洩してはならない。
- ② 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ③ 企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、町は権利留保物を非独占的に使用できるとする。
- ④ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

12 注意事項

- ① 受託者は、市川三郷町個人情報保護条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 11 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- ② 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ③ この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。